

○天草市下請契約報告事務取扱要領

平成18年3月27日

訓令第51号

(趣旨)

第1条 この要領は、国土交通省が定めた建設産業における生産システム合理化指針（平成3年建設省経構発第2号の3）の趣旨に沿い、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、市発注の建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資することを目的とし、天草市公共工事請負契約約款（平成18年天草市告示第119号）第7条の規定に基づく下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知の請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30訓令9・一部改正)

(対象建設工事等)

第2条 監督員は、請負契約を締結した受注者に対し、市から直接請け負った建設工事のうち、下請契約を締結したものについては、次に掲げる書類を提出させるものとし、適正な契約の締結、適正な施工体制の確保等についての指導を実施するものとする。

- (1) 施工体制台帳
- (2) 施工体系図
- (3) 作業員名簿

2 監督員は、前項の下請契約のうち、工事1件の契約金額が100万円以上となるものについては、前項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類を受注者に提出させるものとする。

- (1) 下請確認票（様式第1号）
- (2) 元請・下請関係内容表（様式第2号）

3 第1項各号及び前項各号に掲げる書類（以下「施工体制台帳等」という。）は、下請契約締結の日から21日以内に提出させるものとする。

4 施工体制台帳等は、2部提出させ、1部は、受付印を押印の上、受注者に返却するものとする。

(平23訓令11・平27訓令12・平30訓令9・令3訓令7・一部改正)

(指導内容)

第3条 施工体制台帳等の提出による主な指導事項は、次に掲げるとおりとし、監督員は、受注者に対し適切な措置を講ずるよう指導を行うものとする。

- (1) 下請契約の締結について
- (2) 下請業者の選定について
- (3) 不当に低い下請代金の禁止について
- (4) 適正な代金支払等について
- (5) 一括下請の禁止等について
- (6) 下請業者の主任技術者の雇用関係について

2 工事担当課長は、監督員が前項により指導を行った場合において、受注者に改善の措置がみられないときは、総務部契約検査課へ報告、協議するものとする。

(平 2 3 訓 令 1 1 ・ 平 2 7 訓 令 1 2 ・ 平 3 0 訓 令 9 ・ 一 部 改 正)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 1 8 年 3 月 2 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の本渡市下請契約報告事務取扱要領（平成 1 4 年本渡市告示第 1 4 号）、牛深市下請契約報告事務取扱要領（平成 3 年牛深市訓令第 5 号）、下請契約報告事務取扱要領（平成 6 年栖本町訓令第 2 号）、下請契約報告事務取扱要領（平成 3 年五和町要領第 1 号）又は下請契約報告事務取扱要領（平成 8 年天草町規則第 3 号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 3 年訓令第 1 1 号）

この訓令は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年訓令第 1 2 号）

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年訓令第 9 号）

この訓令は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年訓令第 7 号）

この訓令は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。

附 則（令和 6 年訓令第 1 6 号）

この訓令は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

下 請 確 認 票

受注者名

元 請	工 事 番 号		年 度		第		号	
	工 事 名							
	契 約 金 額		円		契 約 日		年 月 日	
	工 期		自		年 月 日		至 年 月 日	
下 請	商号又は名称		※建設業の許可・有・無					
			※主たる営業所の所在地 熊本県 ・その他（ ）					
	契 約 金 額		円		契 約 日		年 月 日	
	工 期		自		年 月 日		至 年 月 日	
元 請・ 下 請			元請の工事概要			下請の工事概要		
	<small>工事の概要</small> <small>※ 元請工事の箇所・工程・数量等を具体的に記入すること。</small> <small>※ 下請工事については、元請工事のどの部分をどれだけ下請に出したのか（箇所、工程及び数量）を具体的に記入すること（当該欄に記入しきれない場合、別紙可）。</small>							
下 請	代 金 支 払	前 金 払	前金払受領後		完 成 払	代金受領後		
			日以内			日以内		
		円		完成物引受後		日以内		
		下請契約締結後		日以内		現金手形比率		現金：手形 ：
部 分 払	毎月	日締切	手形期間		日			
	翌月	日支払						
		出来高払い受領後		日以内				
元 請	建退共証紙の交付見込額		円		※0円の場合 辞退届（有・無）			
	下請業者数		者		下請契約整理番号1：下請金額（円）			
	下請金額総額		円 (下請契約 現在)		下請契約整理番号2：下請金額（円）			
					下請契約整理番号3：下請金額（円）			
				下請契約整理番号4：下請金額（円）				
				下請契約整理番号5：下請金額（円）				
				1件100万円未満の工事計：（ 件、円）				

元請・下請関係内容表（元請負者が記載）

（1）下請契約の締結について（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第18条、第19条及び第20条）

- ① 建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結するものとする。
- ② 下請業者に対し、建設工事の内訳を明らかにした見積りを行わせるよう努めなければならない。

i 見積りを行わせるよう努めているか。

YES NO（理由： _____）

ii 下請業者の見積りは、法定福利費を記載した標準見積書の活用をしているか。

YES NO（理由： _____）

（2）下請業者の選定について（法第3条）

元請は、下請の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し法の規定を満たす者を選定するものとする。（ただし、500万円未満（建築一式工事については1,500万円未満）の軽微な工事は除く。）

法の規定を満たす者＝建設業許可を有していること。

500万円以上（建築一式工事については1,500万円以上）の下請工事の契約相手は、許可を取得している業者を選定しているか。

YES NO（理由： _____）

※下請契約相手が許可を有している場合は、施工体制台帳に許可番号を記載すること。

（3）適正な代金支払等について（法第24条の3、第24条の5）

元請から下請業者に対する請負代金の支払時期及び方法については、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

① 市から前払金の支払いを受けたときは、下請に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこととしているか。

YES NO（理由： _____）

② 部分払については、下請けに対し、市から出来高払いを受けた後、1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこととしているか。

YES NO（理由： _____）

③ 完成払については、下請けに対し、市から完成後の支払いを受けた後、1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこととしているか。

YES NO（理由： _____）

【裏面へ続く。】

④ 請負代金の支払いは、できるだけ現金とし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については、現金払いとしているか。

YES NO (理由: _____)

⑤ 手形期間は60日以内で、できる限り短い期間としているか。

YES NO (理由: _____)

⑥ 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における請負代金の支払期日は、建設工事の完成を確認した後、下請からの申出の日から起算して50日を経過する以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めているか。

YES NO (理由: _____)

(4) 不当に低い下請代金の禁止について（法第19条の3）

次の条文を確認し、法令を遵守します。

(条文)

第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(5) 一括下請け等の禁止等について（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第14条）

次の条文を確認し、法令を遵守します。

(条文)

第14条 公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

(参考)

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前2項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

(6) 下請業者の主任技術者の雇用関係について（法第26条）

下請工事の主任技術者は、下請契約の相手方の直接かつ恒常的な雇用関係にある者か。

YES NO (理由: _____)

(注) 本書は、下請契約1件ごとに2部作成すること。

様式第1号（第2条関係）

（平30訓令9・全改）

様式第2号（第2条関係）

（平30訓令9・全改、令6訓令16・一部改正）